R7.4.1 時点

北広島町開発行為の適正化に関する条例

開発行為の協議について

北広島町開発行為の適正化に関する条例第３条の規定に基づき、開発行為の協議（変更を含む。）をされる方は、条例施行規則第２条の規定により、様式第１号、第２号に添付書類を添えて届け出る必要があります。(提出部数は、正副２部)
また協議すべき開発要件に該当するか否かは、書面により事前相談を行ってください。

１．条例適用事業について

１．都市計画区域外 3,000 ㎡以上、又は都市計画区域内 1,000 ㎡以上の土地の区画形質の変更及び区画変更を伴わない建築物の建築又は工作物の設置
２．建築物の新築、増築又は改築で、地上高が 13m以上又は延面積 500 ㎡以上
３．その他の工作物の新築、増築又は改築で、道路 100m以上、鉄塔及びコンクリート柱 20m以上
４．土石の採取で、面積 500 ㎡以上又は容積 1,000 ㎡以上
５．太陽光発電施設（10kW 未満又は屋根設置の場合を除く）の新設、増設又は承継を行うもの

２．開発協議または事前相談の添付書類について

（１）事前相談

１．開発内容に関する事前相談書
２．開発計画・概要のわかる資料等

事前相談の段階では、利害関係者の同意の有無について問いませんが、条例により開発行為協議書を提出される場合は、開発区域及び開発区域に隣接する者、開発区域に関係する行政区長、水利関係代表者の各同意が得られるよう十分な説明等を行い、あらかじめ必要な調整を図って頂きますようお願い致します。

（２）開発協議

１．開発行為協議書（様式第１号）
２．事業計画概要書（様式第２号）
３．開発区域の位置を明らかにした縮尺５万分の１以上の地形図
４．開発区域及びその周辺の現況を明らかにした縮尺５万分の１以上の図面及び写真
５．開発行為に係る切土又は盛土の計画、土地利用計画、施設の配置及び構造、排水計画、その他事業計画を明らかにした図面
６．開発区域及びその周辺地域の土地の公図
７．開発区域内の土地の地番、地目、面積及び所有者を明らかにした書類
８．太陽光発電施設の開発については、資源エネルギー庁のガイドラインに従って実施した説明会等で使用した説明資料、説明会議事録等の書類
９．開発区域及びその周辺の利害関係者の同意書
所有権・地上権・永小作権・地役権・質権・賃借権・採石権・隣地所有権については、原則、権利者の同意書の添付を求めます。(ただし、同意書以外の書面によって、権利者が開発行為に対して承諾していることがわかる場合を除く。)
10．その他開発内容を協議する上で必要な書類

３．開発協議に要する期間

開発行為の種類・規模・内容にもよりますが、開発行為協議書を提出後、町から開発協議通知書（様式第３号）を発行するまで概ね１～２か月かかりますので、開発計画が整いましたら早めに手続きを行ってください。

４．工事着手時について

１．開発行為工事着手届出書（様式第４号）
２．工事工程表

５．工事完了時について

１．開発行為工事完了届出書（様式第５号）
２．工事完了写真（作業前、作業中、作業後）
３．出来高図面
４．他法令で交付された検査済証等のコピー等

北広島町役場 環境生活課 環境管理係
〒731-1595　広島県山県郡北広島町有田 1234
電話：0826-72-7365
FAX：0826-72-5242